

暴力団を
地域から排除

**暴力団離脱者の
受け入れ企業を
募集しています。**



暴力団等に対する基本的対応要領

ほとんどの人が、自分は暴力団等には、関わりがない
と思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりが
できるか知れません。

市民の皆さんや企業が、暴力団員からの不当要求を受
けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴
力団等からアプローチを受けた場合は、一人で悩まず、
警察や暴追センターや弁護士に早く相談することです。

大原則(対応の基本)

—— 組織的な対応 ——

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応
したり、担当者のみに責任を押し付けることは絶対にやってはい
けません。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織と
して一丸となって対応することが何よりも大切です。

◆ 平素の準備

① トップの危機管理

- ★トップ自らが、「不当な要求には絶対応じ
ない」という基本方針と姿勢を示し、毅然
とした社風を構築していく。
- ★担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを
行う。



③ 暴力団排除条項の導入

- ★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠と
して、
 - 暴力団等反社会的勢力とは取引しない
こと
 - 取引開始後反社会的勢力と判明した場
合、解約することなどの内容が盛り込まれた暴力団排除条
項を契約書や約款等に導入しておく。



② 体制作り

- ★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニユ
アル、通報手順等を定めておく。
- ★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての
回答を準備しておく。
- ★対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておく
とともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げて
おく。

④ 警察、暴力追放運動推進センター、 弁護士等との連携

- ★警察や暴追センター、弁護士等と
の連携を保ち、事案の発生に備え
担当窓口を設けておく。



◆ 有事の対応 (不当要求対応要領)

① 来訪者のチェックと連絡



② 相手の確認と用件の確認



③ 対応場所の選定



④ 対応の人数



⑤ 対応時間



⑥ 言動に注意する



⑦ 書類の作成・署名・押印



⑧ トップは対応させない



⑨ 即答や約束はしない



⑩ 湯茶の接待をしない



⑪ 対応内容の記録化



⑫ 機を失せず警察に通報



全国暴力追放運動推進センター

